

# 令和5年度 「湯沢市ふるさと特産品」 見直し（更新）について

## ■ 目次 ■

1. 制度概要、湯沢市の現状
  - 1-1. ふるさと納税制度について
  - 1-2. 市場規模
  - 1-3. ふるさと納税指定制度について
  - 1-4. 湯沢市の寄附実績
  
2. ふるさと特産品募集要領の見直し
  - 2-1. 要領改正内容
  - 2-2. ふるさと特産品申請方法について
  - 2-3. ふるさと特産品登録システム
  - 2-4. ふるさと特産品写真撮影パッケージについて

令和5年7月7日  
湯沢市総務部企画課  
湯沢市観光物産協会

## そもそも何のためにつくられた制度なの？

多くの方が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っています。

その結果、都会の自治体は税収を得ますが、自分が生まれ育った故郷の自治体には税収が入りません。



そこで、「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」(出典：「ふるさと納税研究会」報告書<sup>1)</sup>)、そんな問題提起から始まり、数多くの議論や検討を経て生まれたのがふるさと納税制度です。

## 1-1. ふるさと納税制度について

### ふるさと納税で地方創生

ふるさと納税には**三つの大きな意義**があります。

- **第一に、納税者が寄附先を選択する制度**であり、選択するからこそ、**その使われ方を考えるきっかけとなる制度**であること。  
それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になります。
- **第二に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度**であること。  
それは、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になります。
- **第三に、自治体が国民に取組をアピール**することでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。  
それは、選んでもらうに相応しい、**地域のあり方をあらためて考えるきっかけ**へとつながります。

# 1-1. ふるさと納税制度について

## ふるさと納税とは？

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限はあります。）。

例えば、年収700万円の給与所得者の方で扶養家族が配偶者のみの場合、30,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である28,000円（30,000円－2,000円）が所得税と住民税から控除されます。

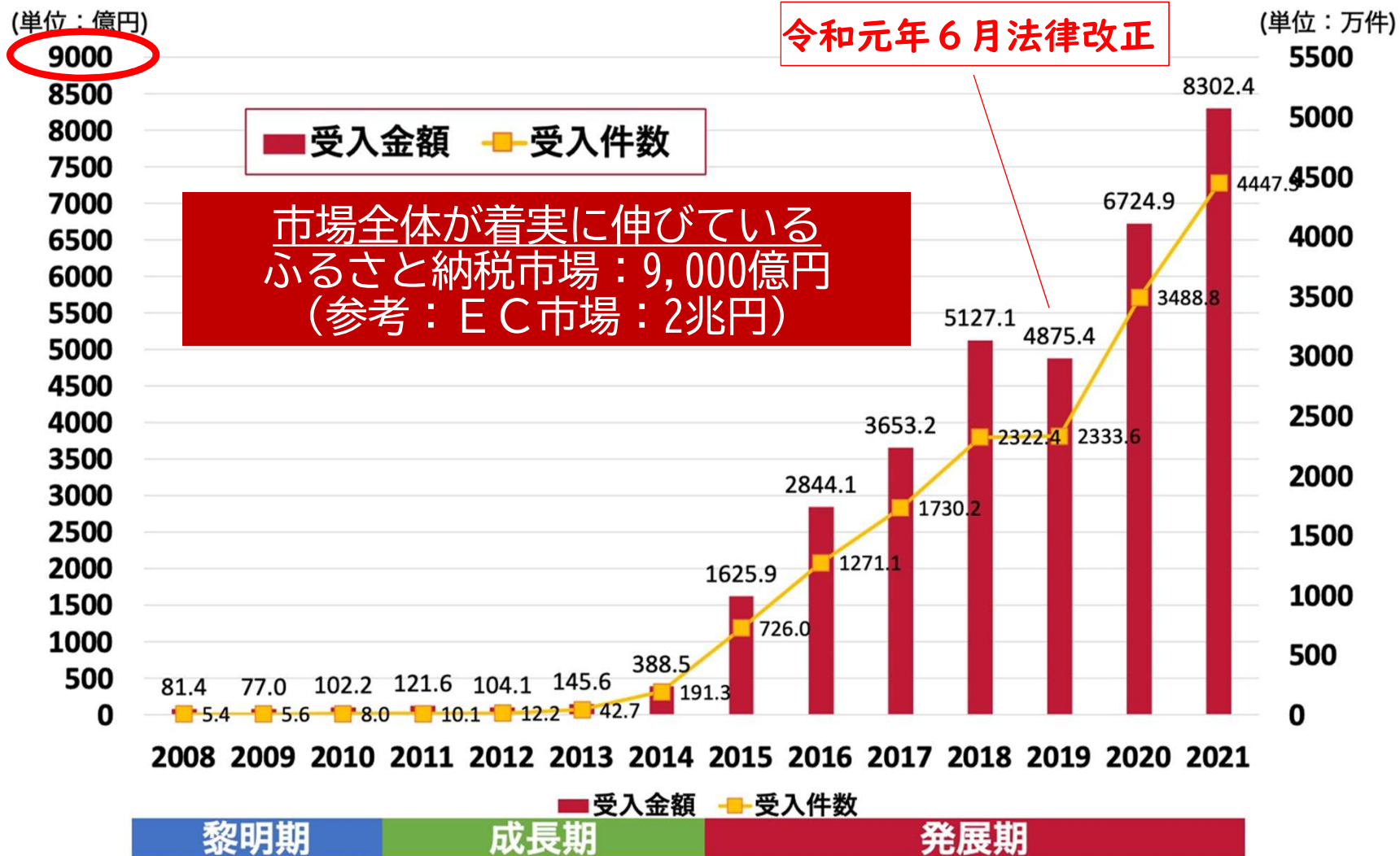


### [控除額の計算についてはこちら](#)

また、自分の生まれ故郷だけでなく、お世話になった自治体や応援したい自治体等、どの自治体でもふるさと納税の対象になります。

出典：[ふるさと納税のしくみ（総務省）](#)

## ふるさと納税市場



出典：[ふるさと納税ガイド](#)

## ふるさと納税指定制度

### ふるさと納税制度の見直し(指定制度の導入)について【令和元年6月～】

#### 法律改正前

- 地方団体への寄附は、全てふるさと納税の対象
- ・「寄附額－2,000円」(一定の上限あり)を、住民税及び所得税から軽減
- ・実質2,000円の負担で、納税先を選択可能



H29、H30の2度にわたる総務大臣通知において良識ある対応を要請

制度の健全な発展を図る必要

#### 法律改正後（令和元年6月1日施行）

- ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定
- 指定を受けない地方団体への寄附金は、ふるさと納税の対象外

- 総務大臣による指定の基準
- 基準① 募集適正基準**
  - ① 制度趣旨に沿った募集の方法
  - ② 経費総額5割以下
- 基準② 返礼割合3割以下基準**
- 基準③ 地場産品基準7割以上**



出典：[ふるさと納税に係る指定制度について（総務省）](#)、[ふるさと納税に係る告示の改正（総務省）](#)

## ○総務大臣による指定の基準（イメージ図）

**基準①** 経費総額 5割以下

**基準②** 返礼割合 3割以下

**基準③** 地場産品基準  
7割以上



送料



ふるさと納税  
サイト利用料



事務費、広報費



クレジット  
決済手数料

# 1-3. ふるさと納税指定制度について

## 総務大臣による指定の基準 (計算例)

**基準①**

**基準②**

(A) 特産品 (税込)						(B) 経費 (税込)						(C)	【判定】	【基準1】 経費総額5割以下	【基準3】 返礼割合3割以下		
NO	事業者	商品名	①税抜	②消費税	③特産品計 ①×②	④送料	⑤サイト 利用料 (C)×10%	⑥決済 手数料 (C)×1%	⑦協会 委託費 (C)×1.1%	⑧事務費 (C)×3%	⑨経費計 ④~⑧	寄付額		経費総額 ⑩=③+⑨	経費割合 ⑪=⑩÷(C)	特産品計 ③=①×②	経費割合 ⑫=③÷(C)
(例1)	〇〇商店	菓子	1,389	8.0%	1,500	770	600	60	66	180	1,676	6,000	×	3,176	52.9%	1,500	25.0%
(例2)	〇〇商店	果物	2,778	8.0%	3,000	876	1,100	110	121	330	2,537	11,000	×	5,537	50.3%	3,000	27.3%
(例3)	〇〇商店	商品	4,091	10.0%	4,500	1,100	1,600	160	176	480	3,516	16,000	×	8,016	50.1%	4,500	28.1%
(例4)	〇〇商店	商品 定期便3回	5,455	10.0%	6,000	2,628	2,500	250	275	750	6,403	25,000	○	12,403	49.6%	6,000	24.0%

※876×3回発送

※千円単位





# 1-3. ふるさと納税指定制度について

## ふるさと納税指定制度（抜粋/QA） 基準①

### ① 制度趣旨に沿った募集の方法

- 一 地方団体による第一号寄附金〔都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金〕の募集として次に掲げる取組を行わないこと。
  - イ 特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に寄附者を紹介させる方法その他の不当な方法による募集
  - ロ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告
  - ハ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供
  - ニ 当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供

問2 「返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告」（告示第2条第1号ハ）とは具体的にどのような宣伝広告が該当するのか。

- 「返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告」としては、ふるさと納税の募集に際して、新聞等の各種広告媒体に返礼品等を強調して掲載しているような場合や、返礼品等の情報が大部分を占めるパンフレットを作成し、不特定多数の者にこれを配布する場合等がこれに該当する。

問5 「適切な寄附先の選択を阻害するような表現」（告示第2条第1号ニ）とは具体的にどのような表現か。

- 「適切な寄附先の選択を阻害するような表現」としては、具体的には、「お得」、「コスパ（コストパフォーマンス）最強」、「ドカ盛り」、「圧倒的なボリューム」、「おまけ付き」、「セール」、「買う」、「購入」、「還元」などが考えられるほか、キャンペーンのような形態で、通常と比較して「必要寄附金額の引下げ」や「個数の増量」を行う旨を併記することも当該表現に該当する。

出典：[ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ & A](#)（総務省）

## 1-3. ふるさと納税指定制度について

### ふるさと納税指定制度（抜粋/QA） **基準③**

#### 地場産品基準

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

問18 「当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの」（告示第5条第3号）とは、どのようなものを指すのか。

- 当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断し、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記すること。
- また、製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下のとおり列挙していること等を踏まえること。

問22 「前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとのを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること」（告示第5条第6号）とは、どのようなものを指すのか。

- 「当該返礼品等に附帯する」と言えるかどうかについては、使用目的等において、一般的に地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが社会通念上明らかであるかどうかにより判断する。
- 「当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上である」と言えるかどうかについては、提供されるもの全体の調達に要する費用のうち、7割以上の割合が当該返礼品等に係る調達に要する費用であることにより判断する。

## ふるさと納税指定制度に係る基準の改正（令和5年6月27日付け）

### 改正により、基準が更に厳格化

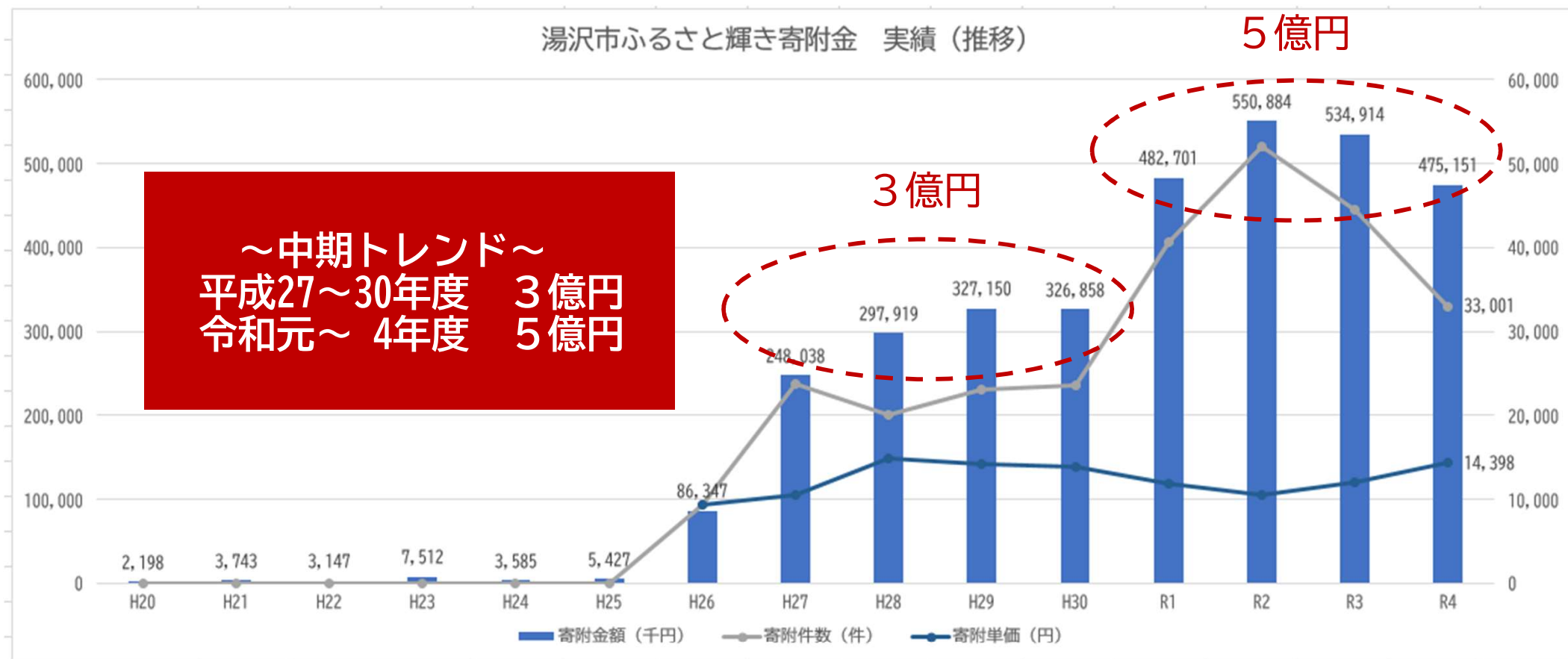
問18の2 「ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限り」（告示第5条第3号）とあるが、認められない例にはどのようなものがあるのか。

- 例えば、輸入した海外産の牛肉を区域内で熟成させたものや、県外で収穫した玄米を区域内で精白したものを提供することは認められない。

問22 「前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとおわせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること」（告示第5条第6号）とは、どのようなものを指すのか。

- 「当該返礼品等に附帯する」と言えるかどうかについては、使用目的等において、一般的に地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが社会通念上明らかであるかどうかにより判断する。
- 「当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上である」と言えるかどうかについては、提供されるもの全体の調達に要する費用のうち、7割以上の割合が当該返礼品等に係る調達に要する費用であることにより判断する。

## 湯沢市の寄附実績



項目	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
寄附件数 (件)	26	37	26	31	28	36	9,291	23,737	20,012	23,063	23,521	40,620	52,114	44,501	33,001
寄附金額 (千円)	2,198	3,743	3,147	7,512	3,585	5,427	86,347	248,038	297,919	327,150	326,858	482,701	550,884	534,914	475,151
寄附単価 (円)							9,293	10,449	14,887	14,185	13,896	11,883	10,570	12,020	14,398
返礼品登録数							約100点	約150点	約270件	約360件	約430件	約460件	約500件	約530件	約550件

## 「湯沢市ふるさと特産品」募集要領の改正ポイント

条項	現行	改正内容	改正後
第5条	寄附コース 品代3割制限 送料を市が負担 登録数上限10品	改正	千円単位とし、寄附金額は市で決定する 経費率5割以下+品代3割以下 経費率5割以下に含まれる 登録数制限なし
第7条	完納証明書の添付を要する	改正	添付不要とする（市で納税状況を確認）
第8条	決定通知書を事業者に通知する	改正	サイトへの公開をもって決定にかえる
第9条	特産品1点につき 3,000円の登録金	廃止	登録金なし（かわりに品質厳格化）
第10条	特産品の有効期間は2年間	廃止	有効期間なし（かわりに見直し改善）
第15条	市は品質保証等責任を負わない	改正	加えて、ふるさと特産品の品質及びクレーム対応、見直し改善の要請等について、市の意向に従わないときは、事業者の承諾を得ず、ふるさと特産品の登録や登録事業者の認定を解除することができる。

### 申請からサイトへの掲載までの流れ

#### 1. 【新規登録】（様式第1号、第2号）

新規で特産品（返礼品）の登録を行う。

#### 2. 【更新】（様式第3号、必要に応じて第2号）

登録している特産品（返礼品）の更新を行う。

2-1. 【更新不変】 2-1. 登録内容に変更がない場合

2-2. 【更新変更】 2-2. 登録内容に変更がある場合

#### 3. 【登録解除】（様式第4号）

登録している特産品（返礼品）の解除を行う。

#### 4. 【変更】（様式第5号、必要に応じて第2号）

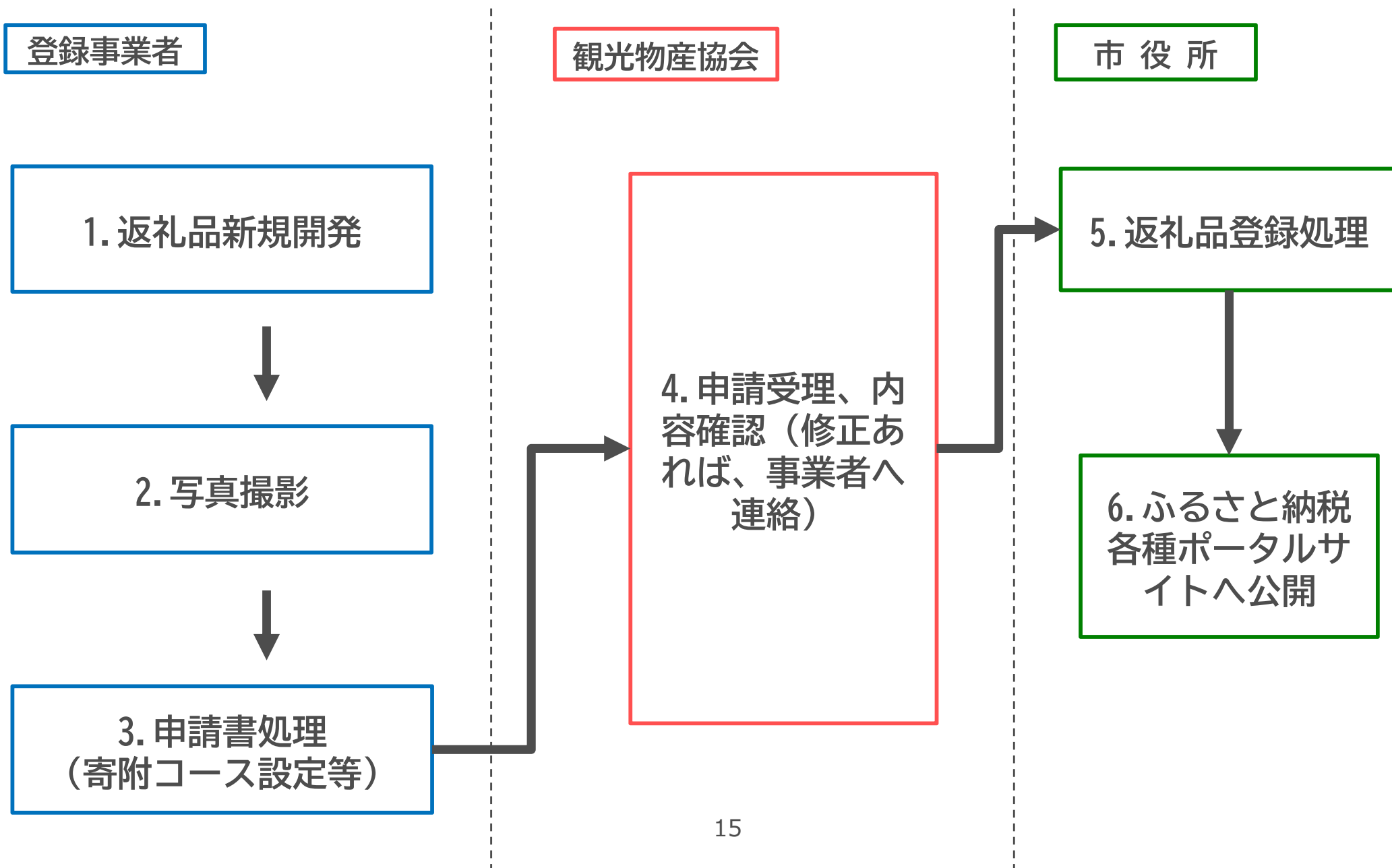
登録している特産品（返礼品）の内容変更等を行う。

### 特産品更新にかかるスケジュール

月 日	内 容
7月7日（金）	ふるさと納税出品事業者説明会開催
7月7日（金）	登録（更新）受付開始 受付期間 <b>【新規登録】</b> 7月7日（金）から7月31日（月）まで <b>【更新不変】</b> 7月7日（金）から7月25日（火）まで <b>【更新変更】</b> 7月7日（金）から7月31日（月）まで
7月25日（火）	<b>【更新不変】</b> 受付締切
7月31日（月）	<b>【新規登録】</b> <b>【更新変更】</b> 受付締切
8月上旬～	各ふるさと納税ポータルサイトへの特産品登録作業 （ふるさとチョイス・ANA・楽天・au byKDDI・ふるさとぷらす・JAL・さとふる・ふるなび・JRE-MALL）
10月2日（月）	各ふるさと納税ポータルサイトの更新後特産品ページ公開 ※公開をもって、ふるさと特産品登録決定とする（要領第7条）

※更新手続きされない場合は、自動的に特産品の登録が解除されます。

### 【参考】新規登録の場合の流れ（これまで）





### 1. 【新規登録】の流れ

登録事業者

1. 返礼品新規開発

2. 写真撮影

2-1. 自前

2-2. 地元写真店

(ふるさと納税商品撮影コース)

(要領第6条)

3. 申請処理

3-1. 紙申請

(様式第1号、第2号)

3-2. Web申請

・申請時に、梱包サイズ（縦・横・高さの合計）と重量を記載。

観光物産協会

4. 申請受理、内容確認

- ・申請時記載の梱包サイズ、重量より、送料等経費を確認
- ・寄附金額を仮決定

申請

差戻

(Web申請)

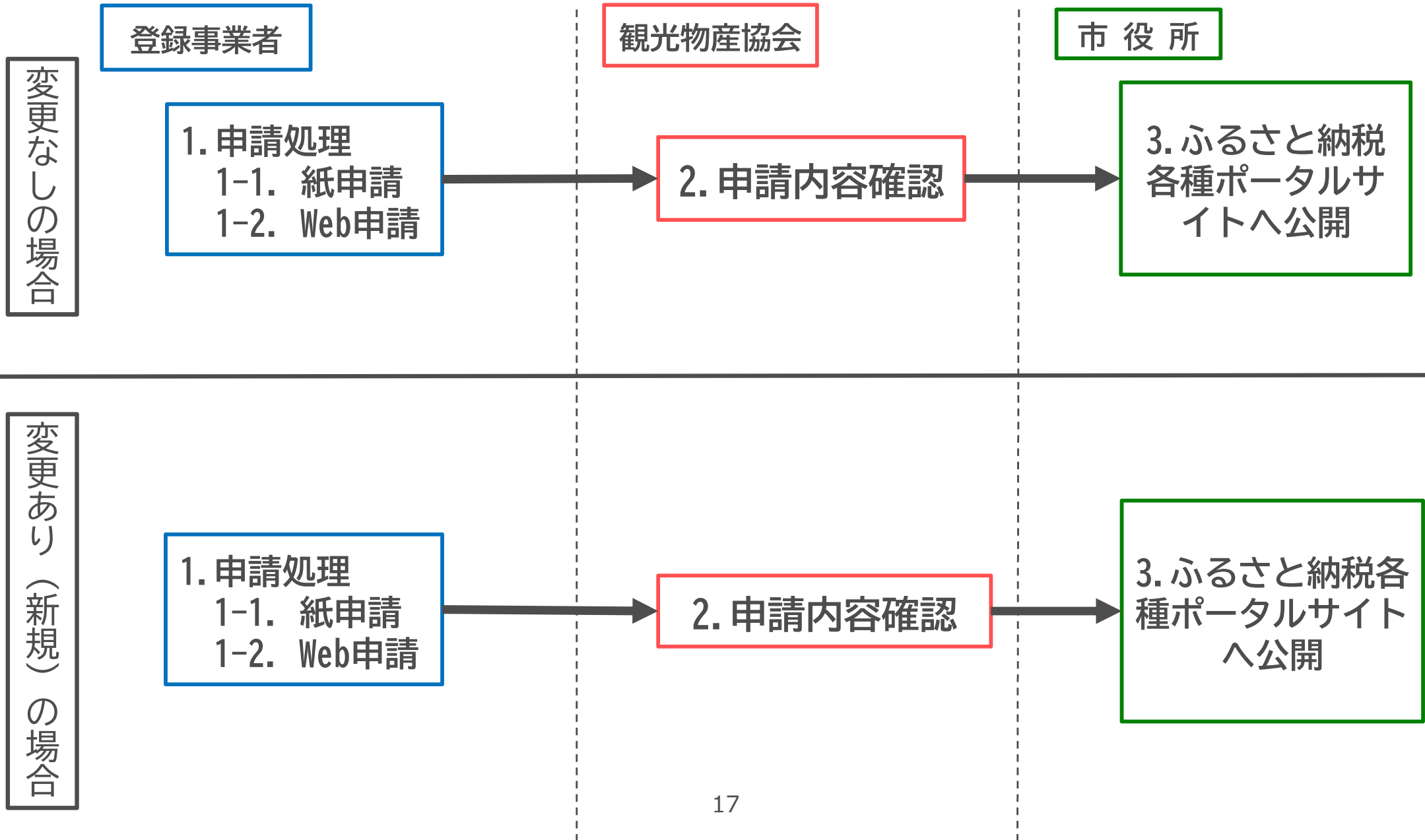
市役所

(要領第7条)  
5. 登録決定

6. ふるさと納税各種ポータルサイトへ公開

※梱包サイズ、重量の測定に不安がある場合は、観光物産協会で測定しますので、返礼品を協会へお持ちください。

### 【参考】更新の場合の流れ（これまで）



### 2-1. 【更新不変】の流れ

登録事業者

観光物産協会

市役所

(要領第10条)

#### 1. 申請処理

1-1. 紙申請  
(様式第3号)

1-2. Web申請

・申請時に、梱包サイズと重量を記載。

#### 2. 申請内容確認

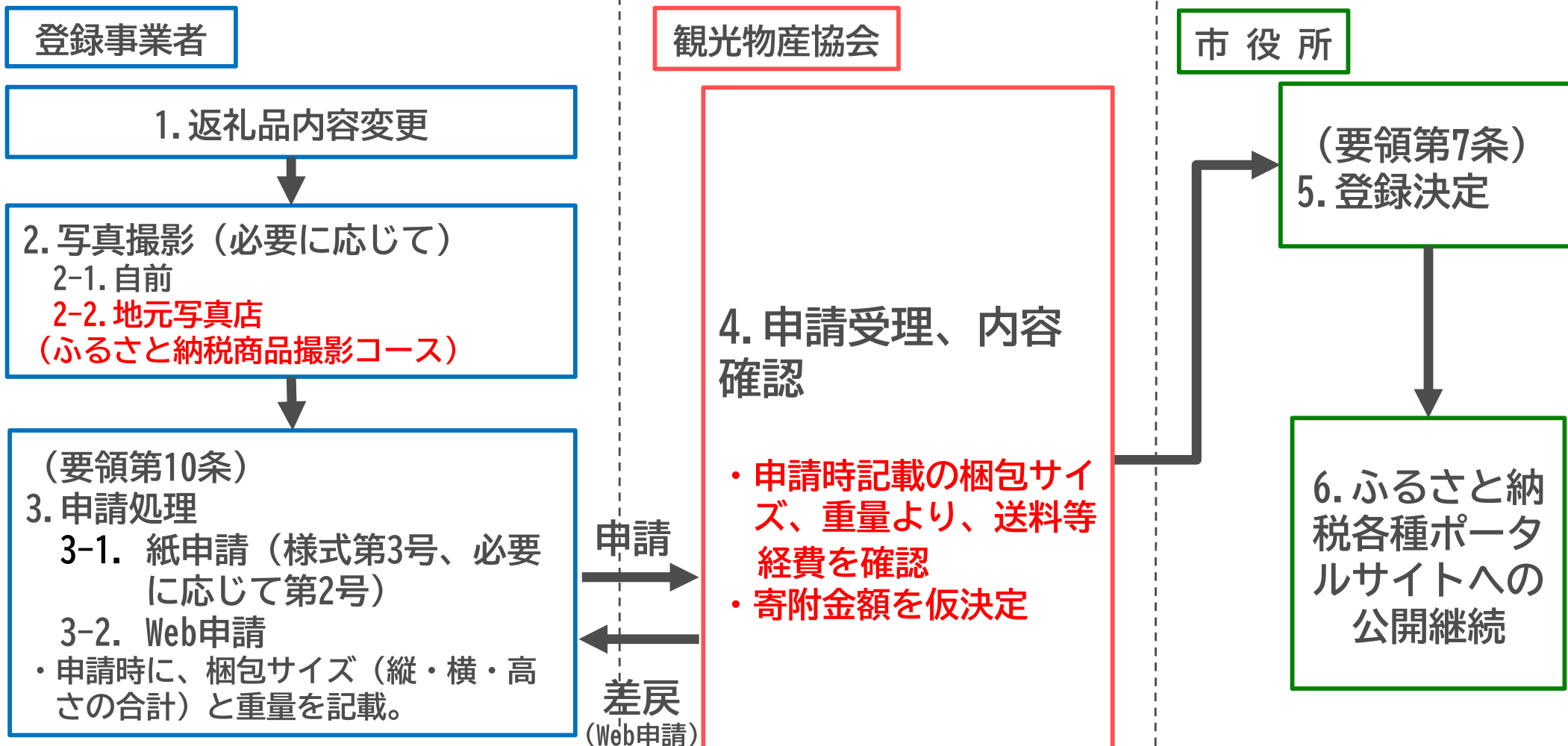
・申請時記載の梱包サイズ、重量より、送料等経費を確認。

3. ふるさと納税各種ポータルサイトへの公開を継続

Web申請は  
右記QRコードより⇒



### 2-2. 【更新変更】の流れ



Web申請は  
右記QRコードより⇒



※梱包サイズ、重量の測定に不安がある場合は、観光物産協会で測定しますので、返礼品を協会へお持ちください。 19

### 3. 【登録解除】の流れ

登録事業者

観光物産協会

市役所

(要領第11条)

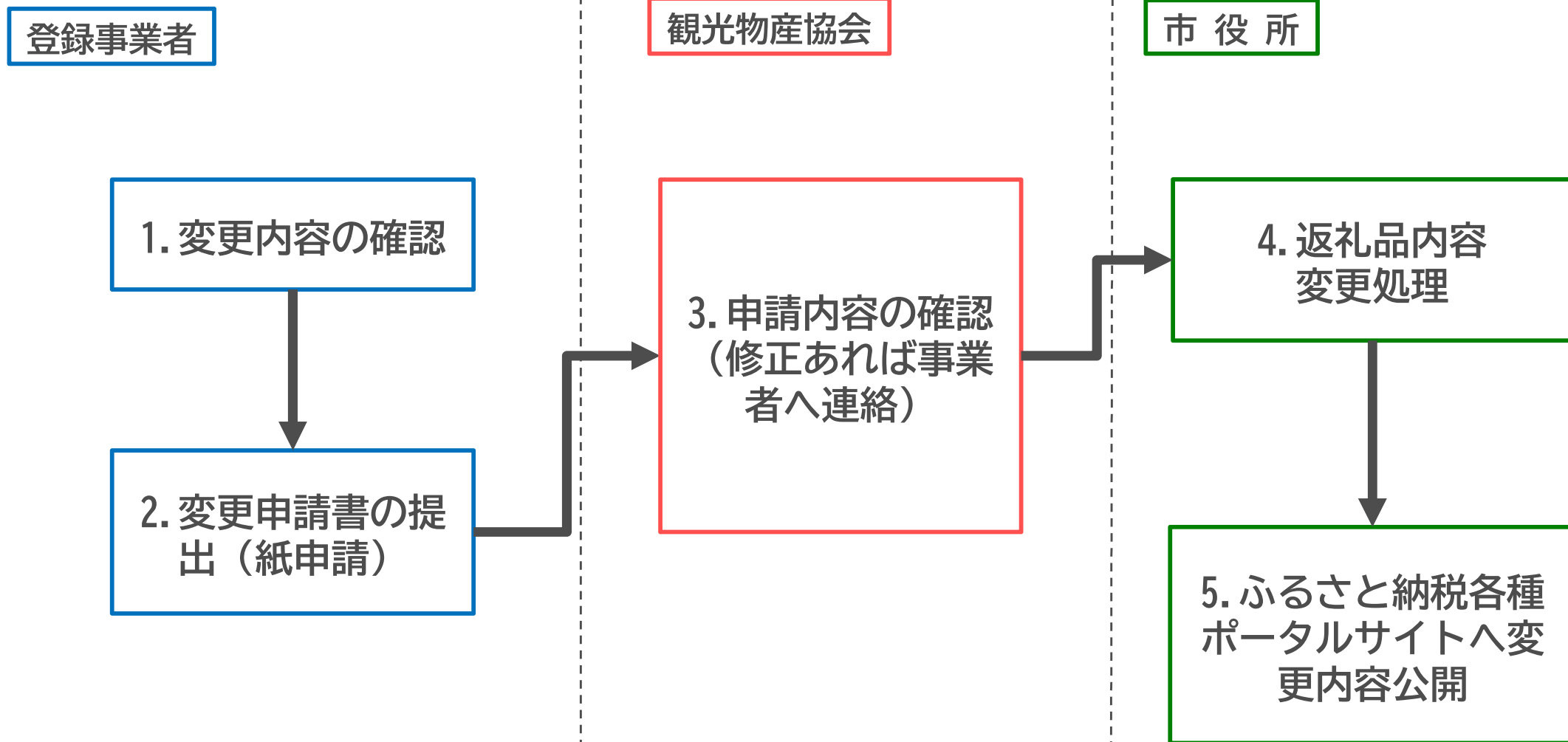
1. 登録解除申請書の提出  
(紙申請、様式第4号)

2. 申請内容確認

3. 特産品解除処理

4. ふるさと納税  
各種ポータルサ  
イトより削除

### 【参考】変更の場合の流れ（これまで）



### 4. 【変更】の流れ

登録事業者

1. 変更内容の確認

(要領第12条)  
2. 変更申請書の提出  
(紙申請、様式第5号  
必要に応じて第2号)  
・梱包サイズ、重量に変更がある場合は、申請書に記載。

観光物産協会

3. 申請内容の確認  
(修正点があれば  
事業者へ連絡)

・申請時記載の梱包サイズ、重量より、送料等経費を確認。

市役所

4. 返礼品内容  
変更処理

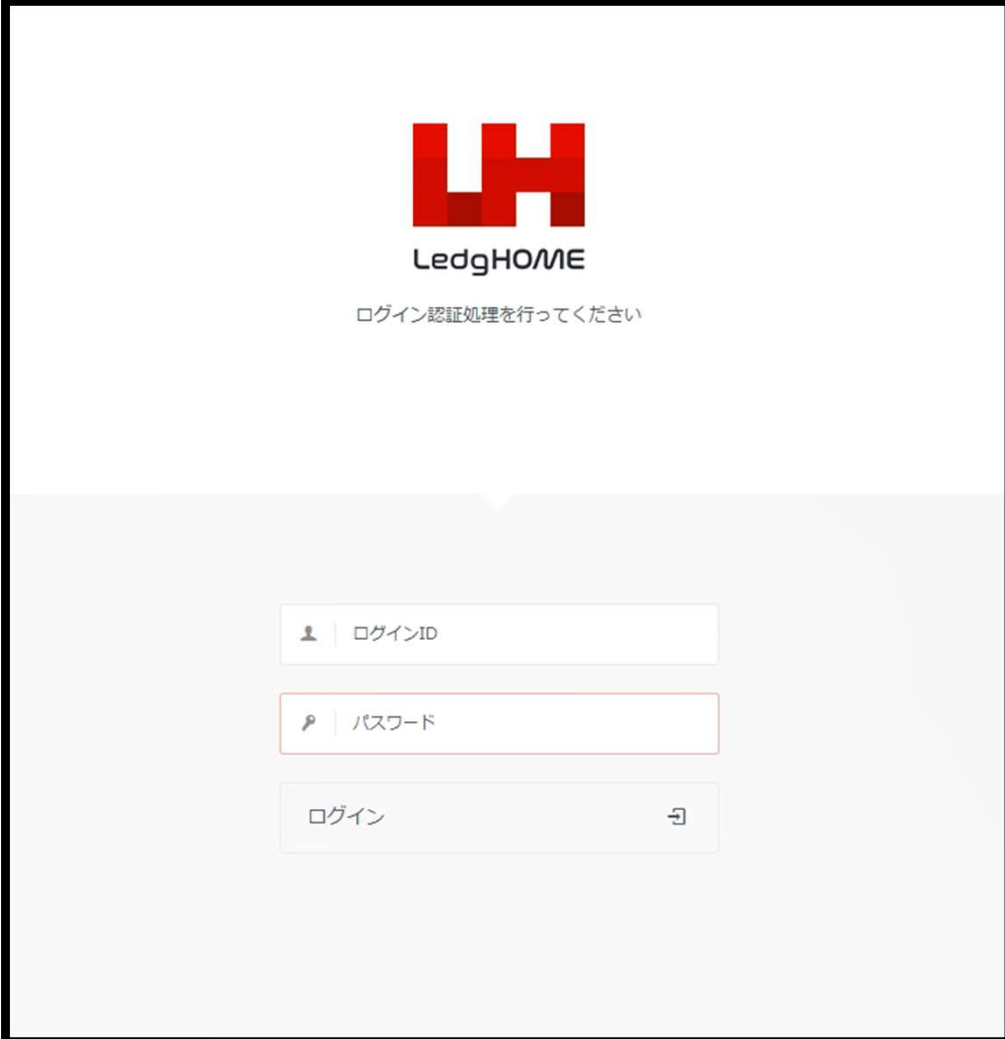
5. 内容変更し、  
ふるさと納税  
各種ポータル  
サイトへ公開

### 新規登録申請システムについて

特産品「新規登録（様式第1号、第2号）」システムを導入しました。

ログインURL : <https://yuzawa.lhcloud.jp/>

※ログインID・PWは、事業者ごとに発行し、後日操作マニュアルとともに配布いたします。



LedgHOME

ログイン認証処理を行ってください

ログインID

パスワード

ログイン



## 他市町村の返礼品画像、文章（例示）



出典：[【楽天市場】【ふるさと納税】鰻 国産 たれ うなぎ 蒲焼 3尾\(計540g以上\) 鰻蒲焼 ウナギ蒲焼用たれ さんしょうのセット\(うなぎ1尾180g以上の鰻3尾からなるウナギの詰め合わせ\)《レビューキャンペーン》上土用 丑の日 ギフト 冷凍 グルメ 惣菜 人気 養殖 宮崎市 送料無料：宮崎県宮崎市 \(rakuten.co.jp\)](#)

【楽天市場】[【ふるさと納税】無洗米 10kg \(2kg×5袋\) 真空パック 京都丹波産 キヌヒカリ ※受注精米《米 白米 きぬひかり 10キロ 小分け ふるさと納税 無洗米 大嘗祭供納品種 特A 亀岡そだち》※北海道・沖縄・その他離島への配送不可：京都府亀岡市 \(rakuten.co.jp\)](#)

### ふるさと特産品写真撮影パッケージ

- ・商品写真2枚(寄り、引き)
- ・梱包画像1枚

合計3枚

**10,000円(税込)**

※イメージ画像（調理写真）はオプションです。料金は商品によって異なりますのでお申し込み時に相談ください  
(1枚5,000円から)

連絡先 スタジオアクア  
TEL 0183-79-5102

# ご清聴、ありがとうございました

## 【お問合せ先】

### ●制度に関すること

湯沢市役所 総務部企画課地域活力振興班

電話：55-8274（ダイヤルイン）

Mail：furusatoyuzawa@city.yuzawa.lg.jp

### ●申請書の提出、申請相談窓口

湯沢市観光物産協会

電話：73-0415 FAX：0183-78-2323

Mail：yukankou@yutopia.or.jp